

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2022年8月31日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【高性能多核種除去設備一時貯留タンク(C)の移送ラインの詰まりについて】 当直員が、高性能多核種除去設備の一時貯留タンク(C)よりJ3-4群タンクへの移送を開始したところ、「高性能処理済処理水貯蔵タンク移送流量低」警報が発生し移送が停止したことを確認。 原因調査のため、移送ポンプの起動/停止や同ポンプを(B)から(A)に切替えて移送を試みたが、状況が変わらなかったことから、高性能多核種除去設備一時貯留タンク(C)の移送ラインの詰まりと推定。 なお、一時貯留タンク(A)(B)が使用出来ることから、高性能多核種除去設備の運転に支障はない。 今後、対応を検討。</p>	G III	8月25日
2	<p>【建屋内淡水化装置(A)の逆浸透膜ユニットからの滴下について】 協力企業作業員が、運転中の建屋内淡水化装置(A)の逆浸透膜ユニットの出口側ホース接続部より1秒に1滴の滴下があることを確認。 このため、建屋内淡水化装置(A)を停止し、滴下のあった逆浸透膜ユニットの出入口弁を「全閉」とし水の滴下の停止を確認。 その後、建屋内淡水化装置(B)を起動し運転状態に異常のないことを確認。 このため、淡水化処理については影響なし。 なお、滴下した水は堰内に溜まっていることを確認。 今後、漏えい箇所の修理を予定。</p>	G III	8月26日
3	<p>【1号機格納容器ガス管理設備の計装ラック室空調機(B)の故障について】 当直員が免震重要棟集中監視室の巡視において、1号機格納容器ガス管理設備の計装ラック室空調機(B)の状態表示ランプが点滅し、空調機(B)が停止していることを監視カメラにて確認。 当該空調機の再起動を試みたが、同様にランプが点滅し自動停止したことから、当該空調機の故障と推定。 空調機を(B)から(A)へ切り替え、(A)の運転に異常がないことを確認。 当該空調機は一般汎用品のため、現地での修理は不可能と判断。 今後、当該空調機を取替予定。</p>	G III	8月27日
4	<p>【実施計画の誤記の発見について】 当社社員が、実施計画「多核種除去設備処理水希釈放出設備及び関連施設」について、補正申請が必要となったことから、当該実施計画を確認していたところ、現在の実施計画の記載に誤記を発見した。 誤記は4箇所であったが、品質管理上に影響がないことを確認。 今後、実施計画の補正申請を実施するとともに、再発防止対策を検討。</p>	G III	8月29日
5	<p>【事務本館の一般服入口からのG装備の持ち込みについて】 放射線防護の委託員が、委託警備員2名が管理区域内にある事務本館の一般服入口からG装備を持ち込んだことを確認。 当該委託警備員は、5・6号機周辺防護区域のみで業務に当たる委託警備員であったが、1～4号機周辺防護区域のみを担当する別の委託警備会社の応援要員として、1～4号機周辺防護区域へ入域をすることになったもの。 本来であればG装備入口から入るべきところ、誤って一般服入口から入り、GヘルメットおよびG靴を手持ちで事務本館の勤務場所に向かっていったところ、放射線防護の委託員に注意を受けた。 その後、G装備を持ち込んだ移動経路等に汚染がないことを確認。 今後、再発防止対策を検討。</p>	G III	8月26日
6	<p>【協力企業作業員のAPDおよびガラスバッジの不携帯について】 燃料油等危険物管理業務に従事している協力企業作業員が、APDおよびガラスバッジを不携帯の状態、厚生棟から入退域管理棟へ移動したことを確認。 原因は、作業終了後の着替えの際に首ひもを首から外したこと、退出時の相互チェック・セルフチェックを実施していなかったこと、厚生棟から出る際にAPDの携帯を検知するゲートを迂回したことによる。 今後、当該作業員の被ばく線量の評価を実施、および再発防止対策を検討。</p>	G III	8月29日